

○ 税理士等の情報の公開に関する規程

〔平成 20 年 11 月 19 日〕
制 定

変更 平成 24 年 3 月 22 日
平成 26 年 9 月 4 日
平成 27 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本税理士会連合会（以下「本会」という。）会則第 3 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する事業目的を達成するため、同第 9 4 条第 4 項の規定に基づき、本会が保有する税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）の情報の公開に関し、必要な事項を定める。

(公開情報)

第 2 条 本会は、税理士の情報のうち次に掲げる事項を公開する。

- (1) 税理士の氏名（通称名の記載がある場合には通称名）
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 事務所の名称及び所在地（郵便番号及び電話番号を含む。以下同じ。）
- (4) 所属税理士会の名称
- (5) 税理士法（以下「法」という。）第 4 3 条の業務停止に該当する場合には、その期間
- (6) 法第 4 4 条の懲戒処分のうち、戒告に該当する場合にはその処分日、2 年以内の業務停止に該当する場合にはその期間
- (7) 研修の受講時間及び研修の受講義務の免除に関する記録（前年度分）

2 本会は、税理士法人の情報のうち次に掲げる事項を公開する。

- (1) 税理士法人の名称
- (2) 法人番号及び届出年月日
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 従たる事務所がある場合には、その所在地
- (5) 所属税理士会の名称
- (6) 法第 4 8 条の 2 0 第 1 項の処分のうち、戒告に該当する場合にはその処分日、2 年以内の業務の全部又は一部の停止に該当する場合にはその内容及び期間

(懲戒処分等の公開期間)

第 3 条 前条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項第 6 号に該当する事項の公開期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 同条第 1 項第 5 号については、当該業務停止の期間
- (2) 同条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 6 号のうち、戒告についてはその処分日から 1 月間、2 年以内の業務の全部又は一部の停止については当該業務停止の期間

(任意公開情報)

第4条 本会は、第2条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の全部又は一部について、本人が任意に公開できる措置を講ずる。

- (1) 性別
- (2) 生年
- (3) 事務所のファクシミリ番号
- (4) 事務所のメールアドレス
- (5) 事務所のホームページアドレス
- (6) 主要取扱業務及び業種

(公開の方法)

第5条 第2条及び第4条に規定する情報の公開は、インターネット上に開設した本会のホームページ（以下「税理士情報検索サイト」という。）への掲載により行うこととする。

(情報の変更等)

第6条 税理士情報検索サイトに掲載する情報の登録及び変更は、原則として税理士名簿並びに税理士会から報告を受けた研修情報及び税理士法人名簿に基づき本会が行う。ただし、第4条に掲げる事項の登録及び変更については、本会が交付する電子証明書を利用して本人が行うものとする。

(公開の停止)

第7条 本会は、第2条第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号から第5号までに掲げる事項については、本人から次の各号に掲げる書類の提出があり、かつ、本会が相当と認める場合には、公開しないことができる。

- (1) 開示されることにより生じる不利益を記載した書面
- (2) 前号の事実確認ができる書類の写し
- (3) 本人確認書類（税理士証票の写し）

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年1月22日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

この改正規定は、会則第92条の改正規定が施行される日〔平成24年7月1日〕から施行する。

附 則（平成26年9月4日）

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。